

# 烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 Webを活用したホットライン運用方針（案）

令和5年2月

# Webを活用したホットライン運用方針（案）【1/5】

## （1）開催条件・時期

・Webを活用したホットラインは、第1段階【事前】、第2段階【増水時・災害時】として、以下の条件・時期で実施する。

		開催を判断する条件	左記の条件を満たした上で開催する時期
第1段階 【事前】		<p>■条件： 烏川・神流川流域に台風の影響が及ぶ見込みの場合 （「群馬県：防災情報ぐんま」「埼玉県：台風情報説明会」の内容を踏まえて判断）</p>	<p>■烏川・神流川流域に台風の影響が及ぶ1日前～12時間前※1</p>
第2段階 【増水時・ 災害時】	烏川	<p>■条件※2： 「烏川」3基準観測所（高松・岩鼻・山名）のいずれかで、予測水位（3時間先）が、氾濫注意水位に到達し、さらに避難判断水位に到達する見込みがある場合</p>	<p>■予測水位（3時間先）の傾向が変わらないと判断※3された後【警戒レベル3の見込みとなる時期】</p>
	神流川	<p>■条件※2： 「神流川」1基準観測所（若泉）において、予測水位（3時間先）が、氾濫注意水位に到達し、さらに避難判断水位に到達する見込みがある場合</p>	<p>■予測水位（3時間先）の傾向が変わらないと判断※3された後【警戒レベル3の見込みとなる時期】</p>

➡上記以外は、電話でのホットライン（第1ホットライン、第2ホットライン）とする。

※1：開催条件を満たした場合、前橋・熊谷地方気象台及び高崎河川国道河川事務所との協議の上、詳細な開催日程を決定する。

※2：烏川、神流川でそれぞれ該当したとき、それぞれ開催をするが、一緒の時期の場合は同時開催とする。

※3：3時間先予測水位が、60分程度の間、実測値が変わっても避難判断水位に到達する予測に変わりがないことを確認して判断する。

## （2）対象機関・対応者

対象機関※1	対応者（役職）※2
○河川管理者	高崎河川国道事務所 副所長・河川管理担当課長
○気象台	前橋地方気象台及び熊谷地方気象台の防災管理官
○市町（高崎市・藤岡市・玉村町・伊勢崎市・神川町・上里町・本庄市・深谷市）	防災業務担当課長級以上
○群馬県、埼玉県	河川管理担当課 課長補佐級以上 危機管理担当課 課長補佐級以上
○群馬県・埼玉県の土木事務所（高崎、藤岡、伊勢崎、本庄県土整備）	副所長・次長等
○ダム管理者（下久保ダム、その他県ダム）	管理担当所長代理以上
○交通インフラ（JR東日本、上信電鉄）	防災室等の担当者（計画運休の情報提供者）

※1：第2段階【増水時・災害時】の開催時の招集機関は、洪水予報河川ごと（烏川／神流川）に対象機関を設定する（下表）。

※2：第1段階【事前】、第2段階【増水時・災害時】ともに対応者は状況に応じて代理出席も可能とする。

### ※1：第2段階【増水時・災害時】の対象機関

下線：烏川、神流川のどちらかのみ対象の機関

観測所名（洪水予報河川名）	対象機関（案）__県及び市町	対象機関（案）__その他機関
高松・岩鼻・山名（ <u>烏川</u> ）	高崎市、藤岡市、 <u>玉村町</u> 、伊勢崎市、上里町、本庄市、深谷市、群馬県、高崎土木事務所、藤岡土木事務所、伊勢崎土木事務所、埼玉県、本庄県土整備事務所	前橋地方気象台・熊谷地方気象台 鉄道事業者（ <u>上信</u> ・JR）、高崎河川国道事務所
若泉（ <u>神流川</u> ）	高崎市、藤岡市、伊勢崎市、 <u>神川町</u> 、上里町、本庄市、深谷市、群馬県、高崎土木事務所、藤岡土木事務所、埼玉県、本庄県土整備事務所	前橋地方気象台・熊谷地方気象台 鉄道事業者（JR）、 <u>下久保ダム管理所</u> 、高崎河川国道事務所

※事務処理の効率化より、開催通知は、烏川・神流川の対象機関全てに発信する。参加の有無は対象機関の任意とし、対象外の機関でも参加可能とする。

## （3）開催連絡手段

### ○第1段階（事前）、第2段階（増水時・災害時）共通

#### ・メール

→指定されたメールアドレスに、高崎河川国道事務所河川管理課（河川情報班）が送信

※送信するメールには、Web会議URL、開催時刻等を記載するとともに、「宛先一覧表」を添付する（事務局の誤送信対策のツールにより、Bccのような形で受信者に届く場合があるため）。

### ○「指定されたメールアドレス」とは、事前に「Web会議のURLを確認できるメールアドレス」として、事務局が確認したアドレスとする。

※メールの見落とし防止や担当者が不在の場合でも対応可能なように、共有のメールアドレスや複数のメールアドレスを登録することを推奨。

## （4）運用上の留意事項

### ■会議のツール・参加方法等について

○Microsoft Teamsで実施する。※アプリのインストールを推奨。

○アプリではなくブラウザから参加する場合は、『Microsoft Edge』または、『Google Chrome』を推奨（Firefoxは「画面共有」ができない可能性あり）。

○アカウント名が入力・変更できる機関は、「組織名\_名前」として参加する。

※1つの端末から複数人で参加する場合は、Webを活用したホットラインの担当窓口として登録されている担当者名を「名前」として入力する。

※1つの端末から複数部署で参加する場合は、アカウント名で複数の部署が入っていることが分かるようにする。

○会議開始の30分前までに可能な限り早く、指定されたメールアドレスに会議開催通知のメールを送付して、開催連絡とする。

○メールの件名は、簡潔かつ目立つようにする。

※メールの件名：『◆【重要・台風第●号】Webを活用したホットライン開催通知【第2段階】／烏神流川』

○参加の有無は、接続有無で確認する（未接続は不参加とする）。

### ■会議の内容・進め方等について

○会議は、口頭説明として、資料提示の場合は画面共有を基本とする。

○会議は、概ね30分間とする。

○個別の確認事項や相談がある場合は、別途電話で連絡する。

○各機関の報告をメイン（情報提供がメイン）とし、その時点で共有可能な内容を簡潔に報告する。

※報告内容は、【5/5】に定めた「基本的な情報共有項目」を基本に、各機関が状況に応じて内容の絞り込みや追加を行う。

## （4）運用上の留意事項

### ■会議資料について

- 資料は原則配布しない（資料共有する場合、会議後1時間以内に各機関からメールにより送付する）。
- メールでのファイル送付は、開催通知メールに添付されている宛先一覧の機関に対して送付する。
- ファイルは、メールへの添付または、ダウンロードURL等で共有する（添付する場合は、圧縮禁止※かつ3MB程度を上限）。  
※メールへのファイル添付が、自動的に圧縮されてしまう機関（下久保ダム管理所等）については、事務局から資料を共有する。
- 会議資料は、「参加機関名・Web会議限り」としてクレジット等を入れることを基本とする。

### ■その他について

- 第2段階のWebを活用したホットラインに参加できなかった「市町」に対しては、従来のホットラインとして高崎河川国道事務所から電話でのホットライン（幹部間）の情報共有を行う。
- 「いいね」等のリアクションボタンは利用しない（参加方法により表示されない機関があるため）。
- チャット機能は利用しない（参加方法により「自機関がWeb会議に参加する以前のチャットを見ることができない」ため）。
- 出水時に担当者が不在の場合でも、代理でメールの受信、機器の確保、会議参加ができる体制を確保する。

# Webを活用したホットライン運用方針（案）【5/5】

## ■ 情報共有のタイミング・情報共有項目

	タイミング・条件	区分	ツール	参加者	基本的な情報共有項目※3
第1段階	烏川・神流川流域に台風の影響が及ぶ1日前～12時間前※1	—	Web 【事前】 (Webを活用したホットライン)	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の状況、降雨量予測【気象台】</li> <li>・流域平均雨量に応じた水位上昇の見込み【高崎河国】</li> <li>・計画運休の可能性【鉄道事業者】</li> <li>・ダム放流に関する見込み（放流計画、時間帯等）【下久保ダム】</li> <li>・各機関の防災体制の見通し【全機関】など</li> </ul>
第2段階	予測水位(3時間先)が、氾濫注意水位到達し、さらに避難判断水位に到達する見込みがある場合※2【警戒レベル1から3に上がる見込みとなる時点】	—	Web 【増水時・災害時】 (Webを活用したホットライン)	「烏川」又は「神流川」対象機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の状況、降雨量予測【気象台】</li> <li>・河川の水位予測、氾濫警戒情報等の発表見込み【高崎河国】</li> <li>・水防団の出動見込み【各市町】</li> <li>・許可工作物の状況、樋管操作状況【高崎河国、各市町】</li> <li>・河川巡視の対応状況【高崎河国、各市町】</li> <li>・避難所の開設状況（予定）【各市町】</li> <li>・計画運休の可能性【鉄道事業者】</li> <li>・ダム放流に関する見込み（放流計画、時間帯等）【下久保ダム】</li> <li>・各機関の防災体制の見通し【全機関】など</li> </ul>
第3段階	氾濫注意水位の到達後、予測水位(3時間先)が避難判断水位に到達した時点【警戒レベル2から3に上がる見込みとなる時点】	第2 幹部間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位、水防団活動状況</li> <li>・その他、各機関の要望や確認事項 など</li> </ul>
		第1 所長-首長間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位</li> <li>・その他、首長からの要望の確認 など</li> </ul>
第4段階	避難判断水位の到達後、予測水位(3時間先)が氾濫危険水位に到達した時点【警戒レベル3から4に上がる見込みとなる時点】	第2 幹部間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位、水防団活動状況</li> <li>・その他、各機関の要望や確認事項 など</li> </ul>
		第1 所長-首長間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位</li> <li>・その他、首長からの要望の確認 など</li> </ul>
第5段階	予測水位(3時間先)が氾濫する可能性のある水位に到達した時点【警戒レベル5に上がる見込みとなる時点】	第2 幹部間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位、水防団活動状況</li> <li>・その他、各機関の要望や確認事項 など</li> </ul>
		第1 所長-首長間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨状況、水位現況・予測水位</li> <li>・その他、首長からの要望の確認 など</li> </ul>
第6段階	大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながるおそれがある状況が発生した場合【警戒レベル5となる時点】	第2 幹部間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるおそれがある状況、堤防が決壊した場合に関する助言 など</li> </ul>
		第1 所長-首長間	電話 (ホットライン)	個別 (市町のみ)	

※1：烏川・神流川流域に台風の影響が及ぶ見込みの場合に実施（「群馬県：防災情報ぐんま」「埼玉県：台風情報説明会」の内容を踏まえて判断）

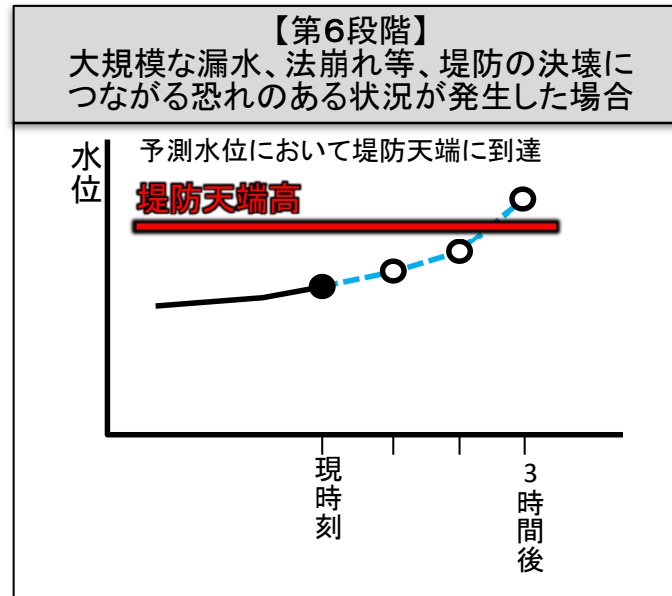
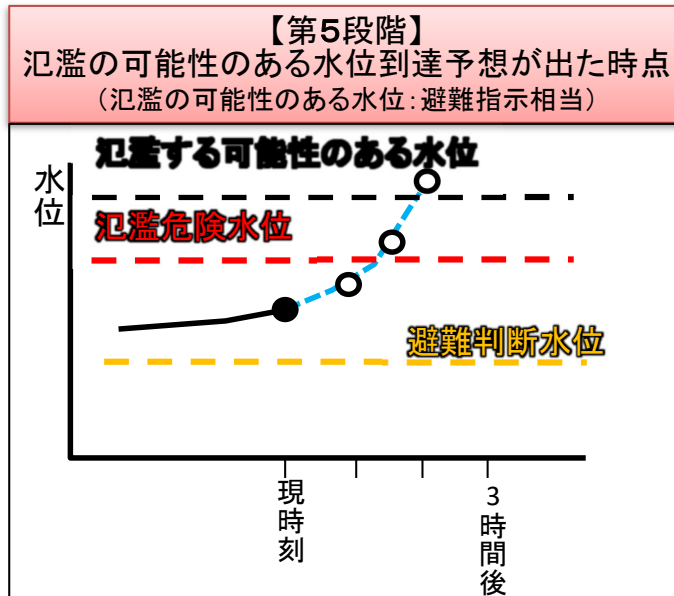
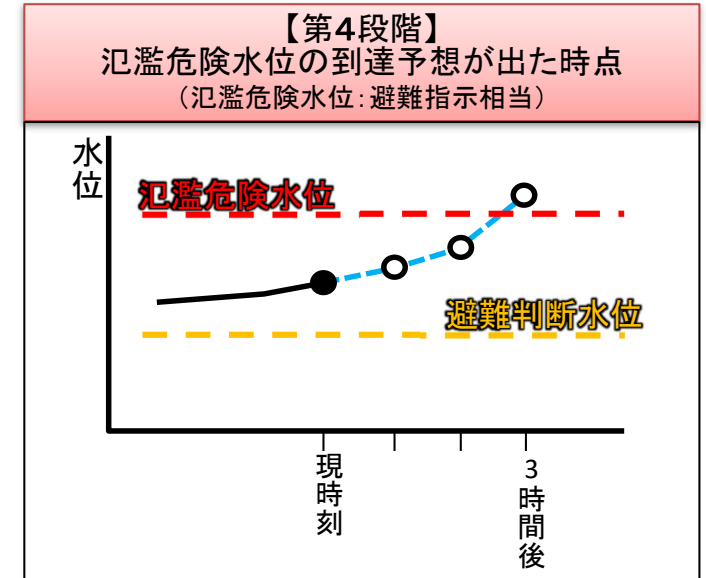
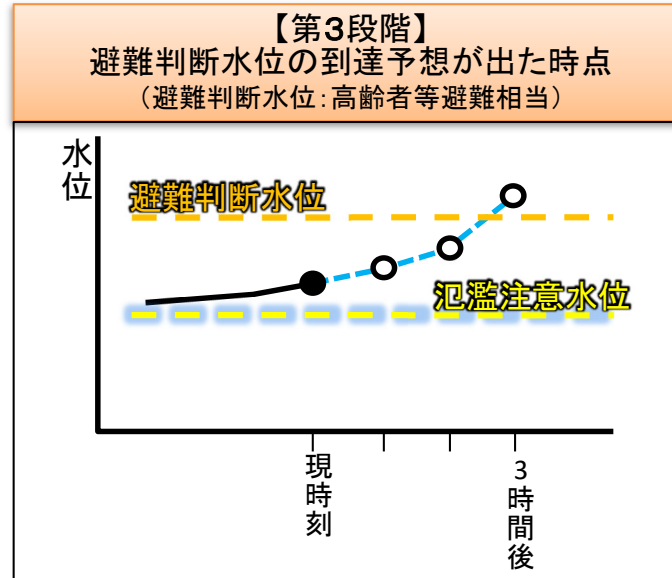
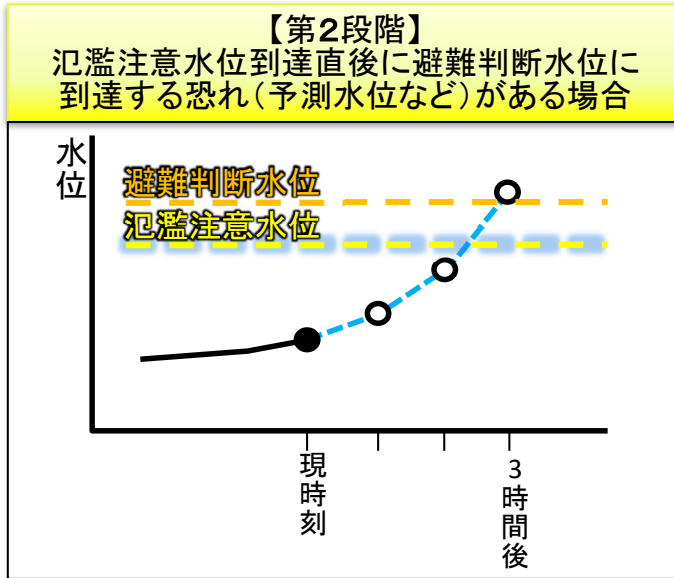
※2：洪水予報河川の【烏川（高松、岩鼻、山名）】と【神流川（若泉）】で対象機関を設定して、表中のタイミングとなった場合に実施  
3時間先の予測水位が避難判断水位に到達後、60分間程度の間、避難判断水位に到達する予測に変わりがないことを確認して判断

※3：情報共有内容は、各機関が状況に応じて内容の絞り込みや追加を行い報告

# Webを活用したホットライン運用方針（案）【参考1】

## ■参考1：高崎河川国道事務所におけるホットラインの運用方法について【1/2】




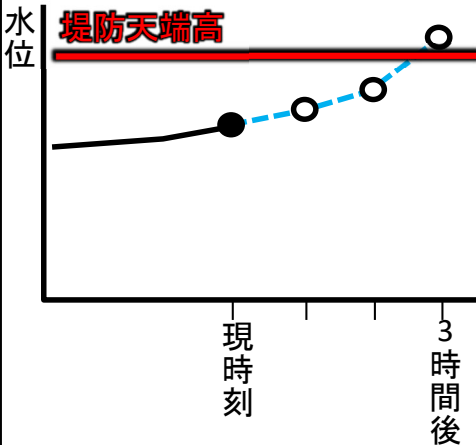

・高崎河川国道事務所から実施するホットラインのタイミングは、予測水位や巡視報告等をもとに、以下のタイミングで実施



# Webを活用したホットライン運用方針（案）【参考1】

## ■参考1：高崎河川国道事務所におけるホットラインの運用方法について【2/2】

### 【第6段階】大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合

大規模な漏水(避難指示相当、決壊の恐れが高まった場合は避難指示相当)	大規模な法崩れ(避難指示相当、決壊の恐れが高まった場合は緊急安全確保相当)	越水のおそれ(緊急安全確保相当)	決壊・越水・溢水発生(災害発生情報相当)
<p>漏水: 堤防法尻付近での湧水を伴う噴砂</p> 	<p>すべり: 堤防裏法面におけるすべりの発生</p>  <p>侵食: 堤防天端付近まで拡大した侵食</p> 	<p>予測水位において堤防天端に到達</p> 	

参考) 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)、河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き(案)(平成28年3月)